

平成29年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

平成29年6月8日(木)

平成29年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月8日(木) 開会 午前10時00分  
散会 午後 1時20分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	長野好孝
税務会計課長	前知忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	住民福祉課長	原田英一
経済課長	金田新也	事業課長	伊藤久司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋賢司 書記 佐々木豊

## 平成 29 年第 2 回東栄町議会定例会議事日程

### 開会宣言

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町長提出議案大綱説明
- 日程第 5 議案第 40 号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 41 号 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 42 号 東栄町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 43 号 旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事請負契約について
- 日程第 9 議案第 44 号 中設楽浄水場建設工事請負契約について
- 日程第 10 議案第 45 号 平成 29 年度東栄町一般会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 11 議案第 46 号 平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 12 議案第 47 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 13 議案第 48 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 14 議案第 49 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 15 同意案第 4 号 東栄町各財産区管理会委員の選任について
- 日程第 16 同意案第 5 号 東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 同意案第 6 号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 18 報告第 1 号 平成 28 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 19 報告第 2 号 平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 20 報告第 3 号 株式会社とうえいの経営状況について

## 開 会

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は10名です。欠席はありません。定足数に達していますので、ただ今から「平成29年第2回東栄町議会定例会」を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布申し上げてありまして、おりにございます。

## 会議録署名議員の指名

議長（伊藤芳孝君）

日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、「3番 村本敏美君」、「8番 柴田吉夫君」の2名を指名します。

## 会期の決定

議長（伊藤芳孝君）

日程第2『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

事務局長。

事務局長（栗嶋賢司君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、平成29年第2回東栄町議会定例会。会期日程は14日間でございます。第1日6月8日（木）午前10時、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託。第2日6月9日（金）休会。第3日6月10日（土）休会。第4日6月11日（日）休会。第5日6月12日（月）午前10時、本会議、一般質問。第6日6月13日（火）休会。第7日6月14日（水）午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。第8日6月15日（木）午前10時、文教福祉委員会、付託案件審査。第9日6月16日（金）休会。第10日6月17日（土）休会。第11日6月18日（日）休会。第12日6月19日（月）休会。第13日6月20日（火）休会。第14日6月21日（水）午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月21日までの14日間と決定いたします。  
会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

## ----- 諸報告 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、5月17日（水）及び6月5日（月）の両日、当会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は議長、委員全員と議会事務局長、執行部からは5月17日が総務課長、6月5日は副町長と総務課長でした。

平成29年第2回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布をしております「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から6月21日までの14日間でございます。付議事件につきましては、議案10件、同意案3件、報告3件でございます。初日議了を除く、条例改正及び平成29年度各会計補正予算の各議案につきましては、常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします議案付託表のとおりでございますので、慎重審議をよろしく願いをいたします。

次に一般質問でございますが、今回は質問者が5名であり、6月12日（月）午前10時より開催いたします。

次に、陳情関係ですが、2件の陳情書を審査いたしました。1点目でありますが、東愛知建設業協会、東栄町建築会社から提出のありました「地元業者、当協会員の入札参加についての陳情」。2点目春の自治体キャラバン実行委員会から提出のありました「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書」以上2件の陳情につきましては、いずれも「議長預かり」といたしました。内容の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出をいただきたいと思います。

平成29年第2回東栄町議会定例会につきまして、会期中のご協力のほどをよろしく願いを申し上げまして、議会運営委員長報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

平成 29 年第 2 回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりまして報告いたします。

平成 29 年第 1 回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

次に、東三河広域連合議会の報告をいたします。東三河広域連合議会は、5 月 31 日に臨時会が開催され、議員の辞職に伴う正副議長を選任後、上程された条例案 1 件、単行案 1 件を可決いたしました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果につきまして、監査委員から 2 月分、3 月分、4 月分の報告があり、いずれも「適正である」との結果でありました。

次に、陳情書関係につきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

執行部はございませんか。以上で諸報告を終わります。

## ----- 町長大綱説明 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

町長。

町長（村上孝治君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成 29 年第 2 回東栄町議会を招集しましたところ、議員の皆さま方にはご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、5 月 1 日の議会臨時会におきまして、伊藤芳孝新議長、伊藤紋次副議長が選任をされまして、それぞれの各委員会の委員構成も決まり、本日が新体制での議会定例会であります。どうぞ、任期後半の 2 年間よろしくお願いを申し上げます。

今、平成 29 年度は、東栄町議会をはじめ、区長会や各種団体などで役員任期満了に伴います役員改選がありましたため、役場の関係する審議会や委員会、協議会などの委員選任にも時間を要したため、それぞれの審議会や委員会、協議会などの開催が、いつもの時期より遅れていることをお詫び申し上げたいと思っております。また、議会から申し入れのありました議員の審議会等への就任の件につきましては、執行部側から検討した結果をお伝えいたしました。5 つの委員会への就任をお願いを申し上げました。委員就任を議会側から辞退するという回答を 5 月 17 日付けでいただきましたので、それを踏まえたうえで委員選任をさせていただいているところでございます。早急に、それぞれの審議会、委員会等で委員の選任を行いまし、今年度の事業活動に支障のないよう進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

私もこの4月末で折り返しの時期となりました。議員の皆さまと同じ残す任期は2年間となりました。就任して1年目の平成27年度に、住民多くの方にご参加いただいて策定をしました第6次東栄町総合計画、10年計画でございますが、ここでお示しをしました将来目標を踏まえ、分野ごとの施策や事業を5年間の前期の基本計画を立て、3年間の実施計画において、具体的に事業を展開しております。総合計画は、言うまでもなく東栄町の上位の計画でありますので、この計画の着実な実行を図っていくことが、私に課せられた使命であるというふうに思っています。いつも念頭に置いております「町民が主役のまちづくり」に、残す任期の2年間、職員と共に全力で取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから北設楽郡町村会の件でございますが、この6月1日から町村会長の職が回ってまいりましたので、これからの2年間務めさせていただくことになりました。今後、町村会長としての予定も入ってまいりますので、何かとご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは少しお時間をいただきまして、3月議会定例会以降の取り組みにつきまして、主なものをご報告させていただきます。

まず、3月19日20日に第3回目となります、つながろう愛知「絆」交流プロジェクトを愛知県内7校の高校和太鼓部、そして和太鼓衆団「志多ら」と町民とともに躍動感ある演奏を東栄ドームで開催をさせていただきました。観客数は約1,000人で行われました。それから観光まちづくり協会の設立総会を3月23日に開催しました。昨年5月から17名の準備会メンバーで進めてまいりましたが、当日は多くの方々にご参加いただきました。協会規約・理事・役員を選出、事業計画、予算について、協議いただき、すべてを議決いただきました。私が初代の会長となりましたが、12名の理事役員と共に2年間の任期中しっかりと頑張っていきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。そして4月1日からは、旧東部小学校のき山学校の一室を事務室に現在職員5名体制、うち2名は地域おこし協力隊でスタートをさせていただきました。ホームページ「東栄町のじかん」も開設をしております。naori事業も4月が104名、5月が132名の体験者がございました。各テレビ局においても、主要番組で紹介をいただいておりますので、その効果も多大なものというふうに思っております。また、会員の状況でございますが、賛助会員を含めて現在116名であります。この6月から会費の徴収をお願いすることとなっております。引き続き、会員募集を行ってまいりますので、ご協力をお願いをしたいと思っております。議員そして私も選挙法の中で会員にはなれませんが、それぞれの知人そして親族の方は会員になれると思いますので、ご協力のほどお願いしたいと思っております。

次に平成25年2月に災害時相互応援協定を結んでいました海部郡大治町と友好自治体提携を3月30日に結びさせていただきました。今日も大治町の広報を配らせていただきましたが、双方今後町民交流を計画して親睦を深めてまいりたいと思っております。

そして4月1日付けの人事異動をさせていただきました。34名の職員が対象となり行わさせていただきました。ご存知のように東栄病院、社会医療法人せせらぎ会の管理職1名の派遣とそれから住民福祉課地域包括ケア推進室長を新たに設置しまして、今後の医療を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。そして今年度の役場職員採用につきましては、7名を新規に採用させていただきました。内訳はUター

ン者3名、Iターン者4名でございます。また、地域おこし協力隊につきましても女性隊員2名を採用させていただいたところでございます。3月末の退職者は4名でありまして、定年退職1名、自己都合退職が3名でございます。年度途中で1名が退職しましたので、あわせて5名の退職となりました。そして保育士も1名、嘱託職員が辞められました。さらに今後1名が退職予定でありまして、現在随時募集をしております。いろいろな方法で行っておりますが、なかなか応募が無い状況でありまして、今後の保育運営に支障のないように今後も引き続きなんとか職員を確保してまいりたいと思っておりますので、このところにつきましてもいろんな部分でご協力を賜ればというふうに思っております。

そして東栄町消防団においても、長年ご尽力いただいた井筒団長が退任され、新たに真柴団長が就任し、新しい体制でスタートをしたところでございます。現在の団員数は101名であります。そして残念ですが、4月28日に下田地内で建物火災、小屋が1件発生しております。新城消防署東栄分署の初期消火により大事には至らず、感謝しておるところでございますが、今後も消防団と共に防火防災に努めてまいりたいと思っております。

そして東栄町と豊根村を結ぶ国道151号太和金バイパスが開通しました。議員の皆さまもご参加をいただきましたが、大村愛知県知事はじめ国会議員、地元関係者含めて約200名が参列し、4月23日に開通記念式典が行われました。引き続き、古戸側の改良要望を豊根村と共に県に行っていくということになっております。

そして各区長も2年の任期によりまして改選をされました。5月11日に東栄町区長会を開催し、ご承知のように区長会長には三輪区長の山田逸雄氏、副会長に御殿区長の竹内正純氏が決まりまして、新たな体制で東栄町全体の取り組みにもご協力いただき、それぞれの地域活動にもご尽力をいただくこととなっております。

そして新しい区長さん方に調整をいただきまして、本年度も行政懇談会を5月8日から5月30日にかけて、10地区において開催をさせていただきました。議員の方々にも会場へお越しいただいておりますが、重複することもあるかと思いますが報告会での内容、そしてその後の経過も含めて少しお話をさせていただきたいと思っております。

まずは懇談会においては、29年度の予算概要、財政状況、そして主要事業・重点4施策を説明させていただきました。私からは懸案事項であります、竹内氏からの一般寄付を受けたカメラ・写真パネル一式についての件、同じく一般寄付をいただいた関谷家屋、古民家の件について状況を報告させていただいたところでございます。現在、カメラ・パネルの件は、相手側へ文書でこちらの意向を通知しております。回答待ちとなっております。関谷家屋につきましては、民間等からの活用提案をホームページなどで行ってまいりたいと思っております。いずれにしても早期解決を図ってまいりる所存でございます。

そして、日本郷高校管理棟の解体の件につきましても、報告をさせていただいております。現校舎の雨漏りの状況、役場新庁舎への再利用はできないこと、現小学校への日照の問題などを説明させていただきました。この夏休み中の解体を報告させていただき、愛知県との協議も終了しております。5月1日議会臨時会で予算をお認めいただきましたので、入札も無事終わり、今議会定例会に解体工事請負契約締結の案件をお願いするものでございます。

道路関係につきましては、その折にもお話をさせていただいた国道473号の市場新橋北交差点の歩道整備、そして椿橋の視距改良、いずれも通学路安全対策によるものであります。そして設楽ダム関連の月バイパスは用地測量に入ってまいりたいと思っております。国道151号で

は、布川から粟代方面の乗り入れ交差点改良、当初計画を見直すことになりまして、新たな計画を策定中でございます。そして本郷岡本大森線の国道からの乗り入れ部分の歩道設置工事につきましては、補助金が確定をしまいいりましたので、8月頃には工事に着手をしたいという予定でございます。そして町道本郷下川農免線の改良、県代行事業でございますが、現在も工事を進めておる状況でございます。今後中電変電所からグラウンド側に向けての計画を早期に策定して、愛知県へ要望をしまいたいと思っております。三遠南信自動車道は、東栄町三輪深谷から旧鳳来町亀淵に向けての3号トンネルの工事については、8月下旬の着工予定でございます。

それから4月から始めました「とうえい温泉地域の日」については、4月が御殿地区48人、5月が本郷地区95人という状況でございました。6月以降下川地区と続いていきますので、是非ご利用いただきたいと思っております。

そして小学校メモリアル事業につきましては、現在12校の小学校が統合で1校となっております。以前の各小学校の歴史など、貴重な資料を整理して保存展示をしたいと考えております。本年度教員OBの皆さんにご協力いただいて、資料の整理をしておるところでございます。

地域包括ケアシステム、東栄病院についてとまちづくり基本条例そして公共施設等総合管理計画これにつきましては、病院については現在進めております。まちづくり基本条例につきましては、12月の制定を予定しておるところでございますし、公共施設等管理計画につきましては、今年度個別計画に入っていくという予定でございます。この3つを中心に私の話の内容や主要事業など含めて、参加者との意見交換をさせていただいたところでございます。

特に医療・介護・保健・福祉の連携が図れる総合統括機能としての保健福祉センター、医療センターの整備につきましては、非常にタイトな取り組みとなりますが、職員と共に一丸となって取り組みたいと思っております。病院につきましては、9月末までには構想案の中間報告、12月までに基本計画案策定のスケジュールに沿って、現在協議会そして4つの専門部会でしっかりと検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして子ども・子育てについても、統合新設保育園の設置と子どもの支援の拡充・充実に向けた仕組みづくりを推進して、具体的な建設計画と保育園事業の充実のための具体案を検討してまいります。

以上のようなことを行政報告会でお話をさせていただいたところであります。今後も町民の皆さま方には、こうした機会を随時設けて意見を伺ってまいりたいと考えております。参加できなかった方も多くおりますので、行政報告会の状況につきましては、内容を現在取りまとめしておりますので、広報誌やホームページ等によりまして住民に知らせてまいりたいと思っております。

それから5月に入りまして、27日28日議長のお話にもありましたように第17回日本チェーンソーアート競技大会が東栄ドームで開催されました。天候にも恵まれまして、13,000人の観客数であったと思っております。当日は石原副知事はじめ、多くの方にご来賓としてご出席いただきました。友好提携先の大治町の町長、教育長、議会議長も遠いところ、お越しいただきました。友好提携のしるしとして、大治町のマスコットキャラクターのチェーンソーアート、ブライアン作成したものを大治町に送ったところであります。大治町の方でも、大治町役場玄関に設置していただいたところございまして、東栄町との交流関係も含め、しっかりとPRし

ていただいているところであります。今後も住民交流の計画を企画して、今年度進めてまいりたいと思っております。

それから中学生海外派遣事業についてであります。本年度は、中学3年生 19名と教員3名、職員1名の23名で、5月25日から30日の4泊6日でカナダのブリティッシュコロンビア州へ、交流校は昨年と同じ、リージェント・クリスチャン・アカデミー校との交流から始まりまして、ホームステイや市内での班活動など、計画どおりの活動を終えて、無事帰国できました。是非今回の貴重な体験を今後の学校生活に役立てていただきたいと思っております。

最後に空き家リフォーム住宅についてであります。総務省の補助金が確定をしましてまいりました。現在入居者の募集を行っております。6月24日にリフォーム前の3件の住宅を紹介する見学会を開催することとなっております。そして、賃貸後譲渡型住宅の1回目の入居者募集を行いました。町外よりお一人の方が見学にお越しいただきましたが、正式な申し込みには至りませんでした。これはこの地域での仕事先の不安などがやはりある状況もございまして、正式な申し込みには至らなかったということでございます。したがって、再度募集をしてみたいと思っておりますので、PR等に今後ご協力をいただけたらと思っております。

少し長くなってしまいましたが、以上で3月議会定例会以降の取り組みにつきまして報告させていただきます。

それでは、今議会に上程いたしました議案等について、説明させていただきたいと思っております。

今回上程いたしました議案等につきましては、議案が10件、同意案3件、報告が3件でございます。合わせて16件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議案第40号東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてと議案第41号災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

議案第42号東栄町介護保険条例の一部改正については、低所得者の保険料軽減を平成29年度においても継続するため改正するものであります。

議案第43号旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事請負契約についてと議案第44号中設楽浄水場建設工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第45号平成29年度東栄町一般会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,208万円を増額し、歳入歳出予算の総額を31億5,845万円とするものであります。人件費につきましては、主に4月1日付の人事異動によるもので、一般会計・特別会計あわせて4,779千円の減額であります。減額の大きな要因は、採用・退職による職員1名の減であります。総務費では、情報系ネットワーク再構築業務委託料87千円。メールサーバ・ウィルスチェックサービス使用料59千円。公共施設の火災保険料532千円。定住促進空き家活用住宅事業に係る3戸分の改修工事費21,492千円。空き家活用支援補助金2件分100万円。町営バスのニーズ調査委託料43千円。経済センサス調査費9千円の追加であります。商工費では、鶏の市事業を実行委員会へ委託して実施するため、関係の予算を委託料に集約したほか、老朽化した三輪観光看板撤去工事185千円。観光まちづくり協会事務室エアコン設置322千円。愛知県大型観光キャンペーン負担金8万円。8月11日山の日に開催予定の清流の恵み満喫プ

ラン委託料 479 千円。温泉施設の修繕で 4,183 千円を追加いたします。土木費では、国の社会資本総合整備事業交付金の額が決定したことによりまして、交通安全対策と橋梁補修の工事費を減額をさせていただきます。消防費では、9月3日に予定しております町民総ぐるみの防災訓練の費用として 17 万円を追加させていただいております。教育費では、県の道徳教育実践校委託金の額が決定し事業費を減額したことと、費目を変更しております。また、学校給食共同調理場厨房エアコン洗浄に 422 千円。B & Gセンターのインストラクター養成講座研修費 346 千円。グリーンハウス排水管修繕費 867 千円を追加しております。この補正の財源としましては、国庫支出金 596 千円。県支出金 89 万円。高齢者いきいき健康増進基金繰入金 4,183 千円。繰越金 3,351 千円。町債 1,480 万円を追加しております。一方で、諸収入 1,743 千円を減額させていただきます。

次に、議案第 46 号平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算については、44 千円を増額するもので、主な内容は人件費の減額と、東三河広域連合への移行準備のため、介護保険システムネットワーク構築業務委託料 515 千円を追加するものであります。財源はすべて一般会計からの繰入です。

議案第 47 号平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算については、人件費の追加により 13 万円を増額するものであります。財源はすべて一般会計からの繰入です。

議案第 48 号平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。人件費の追加により 143 千円を増額するもので、財源は一般会計からの繰入です。

議案第 49 号平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算については、人件費を 284 千円減額するものであります。

同意案第 4 号東栄町各財産区管理委員の選任については、各財産区管理委員の一部が辞職し委員に欠員が生じるため、新たに補充し選任するものであります。

同意案第 5 号東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、農業委員会委員の任期が平成 29 年 7 月 26 日で満了になることに伴い、法律の規定により新たな委員について議会の同意を求めるものであります。

同意案第 6 号東栄町固定資産審査委員会委員の選任については、平成 29 年 8 月 11 日をもって任期満了になるため、委員を再任するものであります。

報告第 1 号平成 28 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書については、平成 28 年 12 月議会定例会及び平成 29 年 3 月議会定例会でお願いしました、町ホームページ作成事業をはじめとする 5 事業の繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項により報告するものであります。

報告第 2 号平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてであります。平成 28 年 3 月議会定例会の当初予算でお願いしました東栄町特定環境保全公共下水道長寿命化計画策定事業の継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 1 項により報告するものであります。

報告第 3 号株式会社とうえいの経営状況については、平成 28 年度の経営状況を報告するものであります。

以上です。副町長及び担当課長から詳細については説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

これより議案審議に入りますが、本日の議会審議の後、議了致したい議案等がございますので申し上げます。

日程第5、議案第40号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』、日程第6、議案第41号『災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について』、日程第8、議案第43号『旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事請負契約について』、日程第9、議案第44号『中設楽浄水場建設工事請負契約について』、日程第15、同意案第4号『東栄町各財産区管理会委員の選任について』、日程第16、同意案第5号『東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて』、日程第17、同意案第6号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』、以上7案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了致したいと思っておりますので、ご了承のうえお願い申し上げます。

#### ----- 議案第40号 -----

議長（伊藤芳孝君）

それでは、日程第5、議案第40号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第40号東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。東栄町消防団員等公務災害補償条例、昭和51年東栄町条例第24号の一部を次のように改正する。

2枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表の方をお願いします。今回の改正であります。一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額が平成29年度より段階的に変更されます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、補償基準額及び加算対象については、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象基に定められていることから基準政令が給与法の改正にあわせて改正されることによるものであります。

それでは、新旧対照表の第2条であります。同法第36条をこれらの規定を同法第36条第8項に、それから及び第36条を及び第36条第8項に改めるのは、消防法第25条に関係し準用するものであります。それから中ほどですが、同法第35条の7第1項を同法第35条の10第1項についてであります。これは消防法の条の繰り下げによるものであります。

1枚めくっていただきまして、第5条関係であります。第2項第1号及び第2号については、字句の改正になります。第3項であります。字句の改正と補償基礎の加算額についてになります。第1号に該当する扶養親族の場合は、433円を「333円」。第2号に該当する扶養親族の場合は、217円を「267円」。そのうち配偶者がいない場合には、367円を「333円」。第3

号から第6号に該当する場合は、配偶者及び扶養親族にかかる子がない場合は、367円を「300」円に改正するものであります。また2号であります、子及び孫を子と孫に分ける改正であります。

次のページの4項になりますが、扶養親族の子の年齢の満15歳を「15歳」に、満22歳を「22歳」に字句の改正であります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第40号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明がありました中で、扶養親族のところが大きく変わるということだったんですけども、これは全体に減額されていくというような内容かと思うんですけど。

例えば、具体的なことで、モデル的な部分としてこうやって法改正されていって条例改正されるとこうなりますよということが、国の方から出されていて、いわゆるシミュレーション部分としてこれは説明がされるようなモデルがあるのですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

一般職の給与の扶養手当が、段階的に変えられます。第1号、配偶者がおる場合には、現在13,000円が1万円、6,500円と減額されていきます。また逆に、子にかかる手当を6,500円ありますが、8,000円、1万円に増額されます。その関係で、今回加算の基準額が扶養親族について改正になるということでもあります。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですか。他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第40号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより議案第40号の件を採決いたします。お諮りいたします。本

案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 41 号 -----

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 6、議案第 41 号『災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

総務課長。

総務課長 (長野好孝君)

議案第 41 号災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について。災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 6 月 8 日提出東栄町村上孝治。

災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例。

1 枚めくっていただきますと、新旧対照表が出ております。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴いまして、基準政令の内容を基に定められている災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の改正であります。

第 2 条であります。法第 65 条第 1 項の次に同条第 3 項において準用する場合を含むを加えておりますのは、災害対策基本法第 84 条第 1 項に準じる改正になります。それから非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の消防法第 25 条に係る改正が以下の改正になります。最後の方であります。水防法の 17 条を 24 条に改正するものにつきましては、条の繰り下げによるものであります。

戻っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由であります。この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和 31 年政令第 335 号) の一部改正に伴い改正する必要があるからであります。以上であります。

議長 (伊藤芳孝君)

議案第 41 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、5 番」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

この法令に基づいて、条例改正に伴って具体的に損害補償についての内容やカバーの仕方というのは、現実どのように変わるのでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

この条例は、非常勤消防団員等に関わる先ほどの議案40号ですが、この災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の中に、損害補償の規定は先ほど言いました議案40号の例によって補償するということですので、同じ補償内容になります。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第41号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより議案第41号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議案第41号『災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第7、議案第42号『東栄町介護保険条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第42号東栄町介護保険条例の一部改正について。東栄町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

東栄町介護保険条例の一部を改正する条例。東栄町介護保険条例（平成12年東栄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。5条の第2項でございますが、第1段階に規定する方の保険料を28年度まで軽減しておりましたのをもう1年延ばすということで29年度までに延長するための改正でございます。具体的には、35,400円がそこに記載してありますように31,860円ということで、年間3,540円軽減するという内容になっております。

戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。提案理由、この案を提出するのは、低所得者の保険料軽減を平成29年度においても継続するために必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第42号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第42号の質疑を打ち切ります。

---

### 議案第43号

---

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第8、議案第43号『旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事請負契約について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第43号旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年東栄町条例第20号）第2条の規定により議決を求める。平成29年6月8日提出

東栄町長村上孝治。

契約の目的であります。旧新城東高校本郷校舎管理棟解体。契約の方法は、指名競争入札であります。契約金額は、49,572,000円。契約の相手方は、北設楽郡東栄町大字下田字市場1-2、有限会社松並重機、代表取締役真柴環。入札結果につきましては、参考資料を付けてありますので一読していただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第43号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤久代君）

建設する場合、会社のランクとか金額に応じて入札が出来るとか出来ないとかそういういろいろなランクがあると思いますけれども、解体の場合についてはそういうランクとか縛りがあるのかどうかお伺いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

解体についても、建設業者ということで鳶工ということで、そういう資格があれば解体も出来るという事で、町内の業者さんを選定させていただきました。

議長（伊藤芳孝君）

1番よろしいですか。

（「はい、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（原田安生君）

今回参考資料出していただいて、非常に分かりやすくてよろしいかなと思うんですが、一般的に言う解体業者というものが見受けられない。もちろん地元業者というのが一目見れば分かるんですが、実績があるのかないのか。あんまりそういう仕事をしたことないような人じゃないかなというふうに見えたんですが。この地元業者の指名業者として、指名審査会である程度絞ったと思うんですけども、何か今までとは違う考え方が働いたのか、そこらへんももしかあればですね。

それと、この業者が解体ということになると、産廃の関係だとかいろいろな問題が免許が確か絡んでくると思うんですけども、この業者全部がこれにちゃんとハマってるのかどうか、そのへんも分かれば教えていただきたい。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)  
総務課長。

総務課長 (長野好孝君)

町内業者ということで、建設業の関係会社ということでもあります。実際には、この業者さんが下請けとしてどこを指名するかは私ども分かりませんが、当然資格があるということで指名をさせていただきました。以上です。

(「はい、2番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)  
はい、2番。

2番 (原田安生君)

資格があれば何の問題もないと思うんですが、法的な問題がありますのでそのへんはしっかり調べてやっていただきたいなというのがありますが。

あと、どこが下請けに入るかだとかそういう話はここでするべきではないかなと思うんですが、結局この予定価格を積算したのはどういうふうな方法でやられたのかというのをまずちょっと聞かせていただきたいと思いますが。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)  
はい、総務課長。

総務課長 (長野好孝君)

設計につきましては、伊藤建築設計事務所にお願いしました。以前、教室棟の方、小学校建てる時に解体しましたが、その時にもお願いしたことがある関係で同じ旨の続きで教室棟と管理棟ということで、今回は管理棟ということでもありますので、同じ設計業者さんに見積もりの方をお願いしました。

(「はい、2番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)  
はい、2番。

2番 (原田安生君)

今までいろんな面で地元業者ということを我々言ってきました。ところが、執行部の方はそ

ういうことは独禁法だとかいろんなものに引っかかるんで出来ないというような答弁をいただいたと思うんですが。今回こういうふうにやれたということであれば、非常に良いことではないかなと思うんですが、そのへんは大丈夫なんでしょうか。

(「議長、副町長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、副町長。

副町長 (伊藤克明君)

以前そういったようなことがあったかと思いますが、やはり我々段々工事も少なくなってきた中で、全てではございませんが、出来る限り地元の業者さんに仕事を充てていくために今回このような措置をとらせていただいたということです。

(「議長、5番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、5番。

5番 (加藤彰男君)

今回参考資料がありまして大変分かりやすいんですけど、この中に入札日も是非入れていただきたいということで、また次のところでもそのへんの説明をお願いいたします。以上です。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、総務課長。

総務課長 (長野好孝君)

はい、わかりました。次回からはそのようにさせていただきます。

(「今回の入札日は」の声あり)

ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。すいません。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、後でお願いします。他はございませんか。

(「はい、8番」の声あり)

はい、8番。

8番 (柴田吉夫君)

私も質問させていただきたいと思いますが、指名審査というのは膨大な数量の業者さんが申

請をして、その中から経営審査という結果を踏まえて、例えば一般土木、建設をはじめあるいは水道、舗装、こういうことああいうこと、鳶業に関すること等いろんな職種に分かれてそれを経営審査され、総合評価をされてランク付けをされておると。

そのランク付けというのは、実績も踏まえた数字ですのでAランクはいくら以上あるいはBランクはいくら以上、Cランクはいくら以下ということで、そういう数値で区分けをされておるといふに過去の経験と言いますか、行政職の経験から理解をしておるわけではありますが、今回もそういう形で審査をされた、その金額の数値これは議会の議決を要する金額であります。本来、1,000万を下回るようなものについては、町内の業者さんでも町外の業者の方でも指名を受ければ、参加を許されればその中で札を入れて、裁定を競って入札をするというのが建前だと思うんですが、今回他所の業者さんはおりません。町内の7社ということではありますが、この方々が今言うランク付けからいって、7社は全てこの落札金額は49,572,000円ですが、要はそのランクに格付けをしておられるかどうかということを確認をさせていただきたいと思えます。

それからもう1点、52,207,200円という予定価格がありますが、最低価格は設定されておられたかどうか、このことについてもお伺いをしたいと。以上2点お願いをいたします。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、総務課長。

総務課長 (長野好孝君)

最低価格は、工事につきましては設定をしております。今回7社のうちであります、この金額で入札資格があるということで選定をさせていただいております。

(「はい、8番」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、8番。

8番 (柴田吉夫君)

そうすると、これは今私の言う金額によってランク付けをされておるということでありますが、ランクとしてはA B C Dっていろんなランクがあるわけですが、そのランクでどこに当てはまっておる業者を指しておりますか。

(「議長、副町長」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

土木とか建築は、今柴田議員おっしゃるとおりランク付けをしてありまして、それに伴って金額によって選定の方させていただきますが、今回のこの解体工事につきましては、鳶土工ということでありますので、こちらについては特にそういったランク付けをしてはございませんので、そういった中で選定をさせていただいておるということでございます。

（「はい、8番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

3回目ですので、しっかりお答えいただきたいと思うんですが。そうすると、一般土木等ではABC的なランク付けをされておるけれども、今回の入札の解体工事についてはそういう規定がないので、町内の業者を最優先にランク付けはされてないけれども入っておる業者さんがおるという理解をすればいいのか、いやそうじゃないよということなのかそこ確認させてください。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

そのとおりでよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第43号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより議案第43号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 43 号『旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事請負契約について』の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 44 号

---

議長（伊藤芳孝君）

ここで総務課長から発言の申し出がありますので、許可します。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

先ほどの入札会の日時でありますけども、旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事についての入札会の執行日は、平成 29 年 5 月 29 日であります。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 9、議案第 44 号『中設楽浄水場建設工事請負契約について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

議案第 44 号中設楽浄水場建設工事請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 2 条の規定により議決を求める。平成 29 年 6 月 8 日提出東栄町長村上孝治。

1 契約の目的、中設楽浄水場建設工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、131,760,000 円。契約の相手方、東栄町大字本郷字久保田 41 番地株式会社田中組代表取締役田中伸昭。入札の内容につきましては、次ページの参考資料を一読いただきたいと思います。入札の執行日につきましては、5 月 29 日でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 44 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 44 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより議案第 44 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 44 号『中設楽浄水場建設工事請負契約について』の件は原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第 45 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 10、議案第 45 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

議案第 45 号平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 6 月 8 日提出東栄町長村上孝治。

1 枚おめくり下さい。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,080 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,158,450 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第 2 条既定の地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入。13 款国庫支出金 596 千円。14 款県支出金 890 千円。17 款繰入金 4,183 千円。18 款繰越金 3,351 千円。19 款諸収入 1,740 千円の減。20 款町債 14,800 千円。歳入合計 22,080 千円。計 3,158,450 千円。歳出。2 款総務費 6,633 千円。3 款民生費 2,704 千円。4 款衛生費 7,397 千円。5 款農林水産業費 7,365 千円の減。6 款商工費 10,551 千円。7 款土木費 3,971 千円の減。8 款消防費 170 千円。9 款教育費 5,961 千円。歳出合計 22,080 千円。計 3,158,450 千円。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。まず、全般的なことですが、人件費につきましては、4 月 1 日付の人事異動によるもので、職員 1 名の減などにより、一般会計で 4,297 千円、特別会計とあわせて 4,779 千円の減額です。

それでは、個別の説明をさせていただきます。なお、個別の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

10 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 13 節の情報系ネットワーク再構築業務委託料は、県が構築したセキュリティアクラウドに接続するにあたり、庁舎内のネットワーク

機器を再設定するものです。14 節メールサーバウィルスチェックサービス使用料は、インターネットメールに関して、セキュリティの監視をするための利用料です。7 目企画費の 15 節定住促進空き家改修工事は、国からの補助金が決定したことにより、3 戸分の工事費を計上するものです。

11 ページ 19 節の空き家活用支援補助金は、当初予算で計上した 100 万円の交付が既に決定したため、2 戸分を追加するものです。11 目町営バス運営対策費 13 節町営バス調査委託料は、4 月から 1 年間、施行運転している東栄線の 11 時台のバスについて、フォローアップのための聞き取り調査をするものです。

15 ページ 5 項 3 目の経済センサス調査費は、経済センサス調査区管理に係る事務費です。

16 ページ 3 款 1 項 4 目老人福祉費の 28 節は、介護保険特別会計の補正による増額です。

18 ページ 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の 28 節は、国保東栄病院事業特別会計の補正による減額です。3 目環境衛生費の 28 節は、簡易水道特別会計の補正による増額です。

22 ページ 6 款 1 項 2 目商工振興費は、鶏の市事業について当初見込んでいた地域活性化センターの助成金が不採択となり、県の観光施設費補助事業に切り替えたことにより、実行委員会へすべて委託する事業にする必要があることから費目の整理をするものです。3 目観光費 15 節三輪観光看板撤去工事は、国道 151 号新城方面からの入り口付近にある看板について、老朽化によりこのまま放置すると危険なため撤去するものです。18 節庁用器具購入費は、観光まちづくり協会の事務室にエアコンを設置するものです。19 節県観光協会負担金は、JR グループと自治体及び観光団体等が協力して実施する全国規模の大型観光キャンペーンに対して負担するものです。

23 ページ 4 目地域振興費 13 節の清流のめぐみ満喫プラン（山の日）委託料は、8 月 11 日の山の日に、東栄浄化センター下の大千瀬川において、川遊びを主としたイベントを実施する費用で実行委員会へ委託します。参加者は 50 名を予定しており、参加料は雑入で見込んでいます。5 目温泉施設費の 11 節修繕費は、とうえい温泉の機械・機器等の修繕による増額です。

25 ページ 7 款 2 項 2 目道路橋梁維持費の 15 節交通安全対策工事と橋梁補修工事は、社会資本総合整備事業交付金が減額されたことに伴い、事業内容を見直しそれぞれ減額するものです。

27 ページ 4 項 2 目公共下水道費の 28 節は、公共下水道事業特別会計の補正により増額するものです。

28 ページ 8 款 1 項 5 目防災諸費の 11 節消耗品と 13 節防災訓練送迎委託料は、9 月 3 日に予定している町民総ぐるみ防災訓練の実施に係る経費です。

30 ページ 9 款 2 項 2 目教育振興費は、道徳教育実践研究校の事業について、県の委託金が減額したことによる減額と支出内容を見直したものです。

31 ページ 4 項 2 目学校給食共同調理場費の 11 節修繕料は、厨房内のエアコンを洗浄するものです。

32 ページ 5 項 3 目社会体育費は、6 月 6 日から 7 月 5 日までの 1 か月間、B & G センターインストラクター養成講座研修に職員 1 名を参加させるための経費です。

33 ページ 6 項 2 目グリーンハウス費の 11 節修繕料は、グリーンハウス敷地内の排水管が一部で詰まっているため切り回し工事をするものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。3 ページをお開きください。13 款 2 項 1 目総務費国庫補助金の過疎地域等自立活性化推進交付金は、定住促進空き家改修工事に係るものです。4

目土木費国庫補助金の社会資本総合整備事業交付金は、交付額の決定による減額です。

4 ページ 14 款 2 項 5 目商工費県補助金の観光施設費等補助金は、鶏の市事業に係るもので補助率は2分の1です。

5 ページ 3 項 1 目総務費県委託金は、経済センサス調査区管理のための事務費に係るものです。4 目教育費県委託金は、道徳教育実践校委託に係る交付額の減額です。

6 ページ 17 款 2 項 1 目高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、とうえい温泉機械等の修繕に係るものです。

7 ページの 18 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源不足分を計上してあります。

8 ページの 19 款 5 項 1 目雑入の地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金は、当初鶏の市事業の財源として予定していましたが不採択になったことによる減額です。清流の恵み満喫プラン参加者負担金は、参加予定者から大人 6,000 円、子ども 4,000 円を徴収するものです。

9 ページ 20 款 1 項 5 目土木債の道路橋梁債は、国の社会資本総合整備事業交付金が減額されたことに伴い、財源不足分を増額するものです。8 目総務債の総務管理債は、定住促進空き家改修工事に充当するものです。

以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきますが、先ほどの予算の計上の時に 2 表の説明を落としておりましたので、ここで追加で説明をさせていただきます。

予算書の 6 ページをお開きください。第 2 表地方債補正、追加、記載の目的、定住空き家改修工事。限度額 12,700 千円。起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりです。変更、起債の目的、橋梁補修工事。補正後限度額 9,100 千円。計 9,100 千円。起債の方法、利率、償還方法は変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 45 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに、補正予算説明書の「歳出」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の 10 ページから 34 ページまででございます。質疑はございませんか。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、2 番。

2 番（原田安生君）

まず 10 ページのウイルスの関係は、年間これだけかかるということかね。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

14 使用料のメールサーバーのウイルスサービス使用料であります。現在 NHK プラネット

というプロバイダーと契約しております、そのセキュリティにかかる部分ではありますが。現在町のホームページを秋に見直しをするということで、その時にこのプロバイダーも変更するということで考えております、10月以降はホームページも出来る関係で全体的に町のプロバイダーを変えるということで、それまでの期間の費用になります。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。はい、他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に「歳入」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の3ページから9ページまでです。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今歳出歳入全体の説明の中で通じるんですけど、3ページのところの国庫補助金の関係で社会資本総合整備事業交付金の減額。それから8ページのところでは、先ほどの雑入のところでは地方創生に向けてのがんばる地域ということで、この減額というふうな2つの部分が説明ありました。それぞれ政策が違うわけですけども、いずれにしても国の交付金や助成金が今回こういう形で交付されない、助成金されないという事態になったわけですけども。この点は事業の組み方として、これを前提にしつつほぼ100%に近い見込みがあったから組んでたという部分があって、しかし何かの事業で出来なかった。もしくは一般的な国の政策の予算枠の縮小の中で、押し並べてこの東栄町という自治体だけじゃなくて、全体の予算枠が減少したと、それに伴ってこれが減ったという点いくつかの理由があるかと思うんですけど。この2つ政策違うと思いますけどそのへんの交付金、助成金の背景について説明をお願いいたします。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

ただ今の歳入土木費の国庫補助金の方の関係でございまして、社会資本総合整備事業交付金は県単位で割り振りがございまして、その中のそういった金額が減ったということで、全体に交付率が下がっているという状況でございまして。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金というのは、地域活性化センターということでいわゆる民間の助成金を予定しておりました。決定するのは3月ということで、まずこれ100%の交付金ですので、何とかいただきたいということでいろいろお願いしてたわけですが、それと片方でそうなった時の県の観光施設費の補助金でソフト事業の方がありますので、そちらも片方でお願いしときながら、なんとか鶏の市事業を実施したいということで、2本立てで財源の方考えてきた中で今回残念ながらこちらが有利の方が落ちてしまったもんですから県に振り替えたというような事情があります。

議長（伊藤芳孝君）

他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第45号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第46号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第11、議案第46号『平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

それでは補正予算書の7ページからお願いいたします。議案第46号平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ609,812千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。第1表歳入歳出予算補正、歳入、6款繰入金44千円。歳入合計44千円の増。計609,812千円。次のページの歳出をお願

いします。1款総務費 515 千円。3款地域支援事業費 471 千円の減。歳出合計 44 千円の増。計 609,812 千円。

次に予算説明書の 38 ページをお願いをいたします。歳出の 1 款 1 項 1 目一般管理費 515 千円の増。13 節の委託料でございますが、これは介護保険のシステムネットワーク構築業務委託料の増ということでございまして。内容でございますが、これは東三河広域連合による介護保険統合後の認定審査会、実際には来年の 4 月以降ということになりますが、そのための小会議室と政策会議室にシステム利用のための環境を整備するもので、Wi-Fi 環境と介護保険システムの利用出来る環境を作るということになっております。

次のページをお願いいたします。3 款 3 項 1 目包括的ケアマネジメント事業費 471 千円の減でございますが、これにつきましては地域包括支援センターに派遣してます保険師の人件費の減ということでお願いをいたします。

次に歳入の 37 ページをご覧ください。6 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金ということで、44 千円の増ということでお願いをいたします。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 46 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 37 ページから 39 ページまででございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 46 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 47 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 12、議案第 47 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

補正予算書の 11 ページをご覧ください。議案第 47 号平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について。平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 6 月 8 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）。平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 295,246 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。第1表歳入歳出予算補正、歳入、5款繰入金補正額130千円。歳入合計130千円。計295,246千円。歳出、1款総務費補正額130千円。歳出合計130千円。計295,246千円。

続いて予算説明書の44ページをご覧ください。歳出、1款1項1目一般管理費補正額130千円。これは人事異動による人件費の増によるものでございます。

43ページの歳入をご覧ください。歳入、5款1項1目一般会計繰入金補正額130千円。歳出の一般会計管理費の補正に伴う財源の充当するものでございます。以上よろしく申し上げます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第47号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について申し上げます。補正予算説明書の43、44ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第47号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第48号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第13、議案第48号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

補正予算書の15ページをご覧ください。議案第48号平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,382千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。第1表歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金補正額143千円。歳入合計143千円。計137,382千円歳出、1款下水道事業費補正額143千円。歳出合計143千円。計137,382千円。

続いて予算説明書の48ページをご覧ください。歳出、1款1項1目下水道維持管理費補正額143千円。これは人事異動による人件費の増によるものでございます。

47ページ歳入をご覧ください。歳入、4款1項1目一般会計繰入金。これは下水道管理費の人事異動の補正に伴い財源の一般会計繰入金を増額するものでございます。以上よろしくお願

いします。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 48 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 47、48 ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 48 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 49 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 14、議案第 49 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 49 号平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について。平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 6 月 8 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）。第 1 条平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。第 2 条平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第 1 款病院事業収益 284 千円の減。計 284,861 千円。支出、第 1 款病院事業費用 284 千円の減。計 284,861 千円。

次に説明書の 7 ページをお願いをいたします。平成 29 年度の東栄病院事業特別会計の予算説明書になります。収益的収入及び支出ということで、支出からお願いをいたします。1 款 1 項 1 目給与費 284 千円の減。収入が 1 款 2 項 3 目一般会計負担金ということで、同額の 284 千円の減ということでございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 49 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「収益的収入及び支出」全般についてお願いします。別冊の東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 7 ページと付属資料でございませぬ。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 49 号の質疑を打ち切ります。

#### 同意案第 4 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 15、同意案第 4 号『東栄町各財産区管理委員会委員の選任について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

同意案第 4 号東栄町財産区管理委員会委員の選任について。東栄町各財産区管理委員会委員に別紙の者を選任したいので、東栄町財産区管理条例の規定により議会の同意を求める。平成 29 年 6 月 8 日提出東栄町長村上孝治。

1 枚はねていただきますと名簿が載っておりますが、今回新たに各財産区管理委員会委員に選任されました 14 名について、住所、氏名、生年月日の順で朗読させていただきますが、住所は大字以下を氏名は敬称を略させていただきます。

御殿財産区管理委員会委員、このうち 4 名が選任されました。中設楽字□□□、山本泰司、昭和 22 年□月□日。中設楽字□□□、原田晴男、昭和 24 年□月□日。月字□□□、堀田政己、昭和 28 年□月□日。中設楽字□□□、伊藤辰男、昭和 37 年□月□日。

本郷財産区管理委員会委員は、1 名であります。本郷字□□□、尾崎孝良、昭和 23 年□月□日。

下川財産区管理委員会委員につきましては、4 名であります。川角字□□□、磯畑隆昭、昭和 26 年□月□日。川角字□□□、諏訪景士、昭和 27 年□月□日。下田字□□□、和田隆臣、昭和 23 年□月□日。下田字□□□、鈴木健次、昭和 24 年□月□日。

園財産区管理委員会委員は、1 名であります。御園字□□□、夏目勘十、昭和 23 年□月□日。

三輪財産区管理委員会委員は、変更がございません。

振草財産区管理委員会委員 4 名であります。振草字□□□、大野達司、昭和 25 年□月□日。振草字□□□、原田初男、昭和 24 年□月□日。振草字□□□、内藤賢士、昭和 31 年□月□日。振草字□□□、佐々木徳人、昭和 25 年□月□日。

以上 14 名の委員が選任されました。

戻っていただきまして、提案理由であります。この同意案を提出するのは、各財産区の管理委員会委員の一部が辞職し委員に欠員が生じるため、補充する必要があるからであります。よろしくをお願いします。

議長（伊藤芳孝君）

同意案第 4 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で同意案第4号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので討論は省略して、直ちに採決いたします。本件に、同意することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって同意案第4号『東栄町各財産区管理会委員の選任について』の件は原案のとおり同意されました。

## 同意案第5号

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第16、同意案第5号『東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、経済課長」の声あり)

経済課長。

経済課長 (金田新也君)

同意案第5号東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

なお、任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることが困難であるため、農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成27年農林水産省令第79号)による改正後の農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第2条第1号の規定により、委員の4分の1を認定農業者等に準ずる者とするについて、議会の同意を求める。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

氏名、性別、生年月日、住所、備考の順に読み上げます。

夏目懋、男、昭和18年□月□日、東栄町大字三輪字□□□。佐々木恵輔、男、昭和21年□月□日、東栄町大字下田字□□□。青山丈子、女、昭和29年□月□日、東栄町大字振草字□□□。松井光彦、男、昭和35年□月□日、東栄町大字月字□□□、認定農業者に準ずるもの。山城良治、男、昭和36年□月□日、東栄町大字本郷字□□□、認定農業者。丹羽浩和、男、昭和38年□月□日、東栄町大字下田字□□□。西谷賢治、男、昭和43年□月□日、東栄町大字東園目字□□□、認定農業者。

1枚めくっていただきまして、提案理由、この案を提出するのは、農業委員会委員が平成29年7月26日付けで任期満了となることに伴い、上記のものを農業委員会委員に任命するに当たり、議会の同意を得る必要があるからである。

また、任命にあたり、認定農業者が委員の過半数を占めることが困難であるため、委員の4分の1を認定農業者等または認定農業者に準ずるものとするについて、議会の同意を得る必要があるからである。以上であります。お願いします。

議長（伊藤芳孝君）

同意案第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で同意案第5号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので討論は省略して、直ちに採決いたします。本件に、同意することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって同意案第5号『東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて』の件は原案のとおり同意されました。

## ----- 同意案第6号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第17、同意案第6号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

同意案第6号東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を東栄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

住所、東栄町大字振草字□□□。氏名、原正信。生年月日、昭和27年□月□日。選任理由、原正信委員が平成29年8月11日をもって任期満了のため。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

同意案第6号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で同意案第6号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので討論は省略して、直ちに採決いたします。本件に、同意することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって同意案第6号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任に

ついて』の件は原案のとおり同意されました。

## 報告第1号

議長（伊藤芳孝君）

日程第18、報告第1号『平成28年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

報告第1号平成28年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について。平成28年度東栄町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

1枚めくってください。平成28年度東栄町繰越明許費繰越計算書でございます。ここに記載してあります5事業について、順番に報告させていただきます。2款総務費1項総務管理費町ホームページ作成事業4,256千円。翌年度繰越額4,256千円。財源内訳であります。一般財源4,256千円であります。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費個人番号カード交付事業29万円。翌年度繰越額29万円。財源は国県支出金29万円。3款民生費1項社会福祉費臨時福祉給付金給付事業経済対策分17,109千円。翌年度繰越額17,109千円。財源内訳は国県支出金が17,109千円。5款農林水産業費1項農業費畜産競争力強化整備事業補助金8,262千円。翌年度繰越額8,262千円。財源内訳は国県支出金8,262千円。5款農林水産業費1項農業費農林漁業振興事業補助金畜産競争力整備事業361万円。翌年度繰越額361万円。一般財源として361万円。合計であります。33,527千円。翌年度繰越額33,527千円。財源内訳は、国県支出金が25,661千円。一般財源が7,866千円。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

報告第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明があった繰越高の個人番号カード交付事業ですけども、これは現状の交付率とこの繰り越した中でどこまでの交付率というか翌年度事業を、今年度の段階で見越しているんでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

これにつきましては、28年度のジェーリスという国の外郭団体が交付してこちらの窓口で交付するわけですが、その手数料を支払うことになるわけですが、28年度分を29年度に繰り越して支払うということになります。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

5番。

5番（加藤彰男君）

交付率の方は、個人番号カードを交付するということの事業ですから、交付率がわかれば、また後でいいですけどもお願いしたいということです。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

古い数字になりますが、12月までで確か大体の概数ですが、240枚ほどの申請が出てまして、交付を受け取りに来る関係と発行の関係の時差がありますので、まだそこまで出てないんですが、200数枚は出ているというような状況です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。報告第1号を終わります。

---

## 報告第2号

---

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第19、報告第2号『平成28年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）  
事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

報告第2号平成28年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について。平成28年度東栄町公共下水道事業特別会計の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治。

1ページめくっていただきたいと思います。平成28年度継続費繰越計算書、1款下水道事業費1項下水道管理費、事業名が東栄町特定環境保全公共下水道長寿命化計画策定事業。継続費の総額が55,027千円。28年度の継続費予算減額が25,845千円。支出済額及び支出見込額が2,500万円。残額845千円。翌年度の通次繰越額845千円。財源内訳でございますが、繰越金845千円。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

報告第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切り、報告第2号を終わります。

### ----- 報告第3号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第20、報告第3号『株式会社とうえいの経営状況について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）  
経済課長。

経済課長（金田新也君）

報告第3号株式会社とうえいの経営状況について。株式会社とうえいの経営状況を別紙のとおり地方自治法第243条の3第2項の規定により報告する。平成29年6月8日提出東栄町長村上孝治

平成28年度における株式会社とうえいの経営状況について報告をいたします。まず、株式会社とうえいの総合的な観点からお話させていただきたいと思います。資料の7ページをご覧ください。温泉の入浴者数につきましては、167,309人で前年度より7,080人、約4%の減となりました。平成28年度は10月と3月の計9日間のメンテナンス休業に加え落雷や機器故障、降雪などにより計8日の臨時休業があり、前年度より7日短い302日の開館日数となったことによるところが大きいと考えます。

続いて、とうえい健康の館につきまして、その利用状況を報告させていただきます。8ページをご覧ください。平成28年度は初めて4月から3月までの通期で営業をした年度となります。1年間の宿泊者総数は、1,801人で前年比約79%の増。宿泊関連の利用料は7,549,360円、会議室等の利用料は25,320円で、雑入金と合わせた総計は、7,688,421円でありました。東栄町から株式会社とうえいに出しております指定管理料は、14,751,646円でありますので、経費と収支の差は7,063,225円のマイナスとなります。

2ページの損益計算書をご覧ください。株式会社とうえいの売上総利益につきましては、143,153,701円で、前年度と比較し約4,500,000円、約3%の減となっています。利用者の減に伴い、温泉売上は約4.2%、介護売上が1.4%、食堂売上が2.1%それぞれ減となっています。これに比例し、売上原価であります食堂仕入れは約9%減、売店仕入れが3.1%減となっています。

経費につきましては、3ページの販売費及び一般管理費の計算内訳をご覧ください。昨年と比較しまして人件費は244,613円の増。燃料費は重油とガスを合わせて443,689円の減、水道光熱費は、電力の自由化に伴い電力会社を変更したこと等により2,135,841円の減となりました。事務用消耗品・接待交際費・備品消耗品費は、合わせて554,265円の減となりました。支払手数料は、昨年度は別に計上をしていました健康の館事務委託手数料をこの科目に計上したことにより、1,289,414円の増となりました。経費総額は170,322,633円で、昨年度と比較して95,508円0.05%の減額となりました。本年度の町からの指定管理料は、介護棟部分と健康の館部分の合計で23,944,645円を受けており、前年度より4,610,273円の増となっています。

このような収支状況の中で、平成28年度につきましては、2,785,435円の黒字でありました。税務会計上の損益計算をした法人税申告書によりますこれまでの累積赤字は1,089,119円となりました。

次に、決算報告書に基づき説明をさせていただきます。1ページの貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部流動資産についてであります。現金預金を合わせまして、46,918,637円。たな卸資産3,440,720円、未収入金が主に介護インストラクター指導料収入・自動販売機手数料収入など1,367,249円、合計51,726,606円であります。

次に、固定資産であります。リース資産が4,427,800円これは車両としてハイエース2台・コピー機2台・釣銭機などあります。出資金を含めまして、合計4,437,800円あります。資産の部の合計は、56,164,406円あります。

続きまして負債の部の流動負債でございますが、買掛金は、ハヤシ・ワルツ・花の木堂など食堂関係を中心とした仕入れ15件分で、3,502,957円あります。未払費用10,582,469円は、従業員給与や重油代などあります。未払法人税は182,500円、未払消費税2,278,400円あります。健康の館預り金1,056,600円は、3月分の宿泊料などです。仮受金2,774,354円は、健康の館指定管理料の返還分であります。流動負債の合計は、20,377,280円あります。負債の部の合計は、25,079,945円となります。

次に、純資産の部であります。資本金は30,000,000円に変更はなく、利益剰余金1,084,461円を加えますと、株主資本31,084,461円となり、これが純資産の部合計となります。従いまして、負債・純資産の部合計は56,164,406円となります。

続きまして、2ページの損益計算書についてご説明させていただきます。全て消費税抜きの価格であります。売上高は、温泉分が121,316,915円、介護分8,195,063円、食堂分57,238,834

円、自販機分 2,656,078 円で、売上合計は 189,406,890 円であります。食堂及び売店の仕入高に、たな卸高を加えますと 46,253,189 円となり、売上高から差し引きますと売上総利益が 143,153,701 円となります。前年度より約 3% の減となります。一般管理費が合計で、170,323,633 円。明細は次ページをご覧くださいと思いますが、これを差し引きますと営業損失が 27,169,932 円となり、営業外収益の介護予防棟及び健康の館指定管理料・雑収入・交流館家賃など利子配当金の合計 30,137,867 円を加えますと、経常利益 2,967,935 円となります。これから法人税などの 182,500 円を差し引くと、当期純利益は 2,785,435 円となります。

次に、一般管理費の 170,323,633 円の主なものについて概略を説明いたします。給与費は正規職員 3 名、嘱託 4 名、パート 29 名で 66,678,433 円でありました。前年比で 244,613 円の増となりました。広告宣伝費は 15 周年記念行事や健康の館 PR 費用などにより 893,070 円の増となりました。燃料費の重油・ガス合わせて 420,921 円の減となりました。役員報酬は、イベント出役時の手当て増により 355,000 円の増となりました。厚生費は、前年あった資格取得のための研修費の減により約 332,423 円の減。会議費は、会議の増により 122,595 円の増。修繕費は、109,746 円の増。水道光熱費は、電力会社の変更等により 2,135,841 円、9.4% の減となりました。接待交際費は、経費節減に努めたことなどにより約 211,000 円 36.6% の減。備品消耗品費は節減努力により 508,930 円の減、外注費は健康の館寝具リース料の増により 321,253 円の増となりました。支払手数料は昨年度別に計上していた健康の館業務委託手数料の計上により 1,289,414 円、62.1% の増となり、合計では 170,323,633 円、前年比 95,503 円、0.05% の減額となっています。以上で概略の説明を終わります。

なお、4 ページにあります平成 28 年度決算按分資料は収支の状況を施設ごとに示しております。実費でわかるものは実費で、実費で振り分けられないものは按分率で、これは面積占有率の按分が大半ですが、一部按分率を変更して算出しています。説明は以上です。

議長（伊藤芳孝君）

報告第 3 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

前提のところ確認したいんですけども、とうえい温泉の場合は町の財政状況として総務省に出している資料の中では、相手がいるかどうかは別にしても、第三セクターの位置づけで出していると思うんですけど、それはそれでよろしかったですか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、経済課長。

経済課長（金田新也君）

はい、そのとおりです。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

第三セクターということですけど、相手方がいないというかそういう中でやっているわけですけども、そうするとやはり自治体が出資して法人を成り立たせていると、なおかつ町が出しているわけですから、この経営問題はいわゆるややもすると、株式会社とうえいに対する指定管理的なニュアンスで捉えがちなんですけども、そうではなくて抜本的に施設面の問題や全体の収益構造等を町自身が自らのテーマにすること必要じゃないかと思うんですけど、そのへんは先ほどの町の財政報告と一緒に関係を見るとそういう方向性が出てくると思うんですけど、どうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、経済課長。

経済課長（金田新也君）

温泉の部分は、収支を明らかにして町へ納付金を入れてもらうという形でやっております。それから健康の館についてあるいは介護棟の介護の部分については、指定管理料を払ってそれで運営していただいていると。町全体で言えば、まだ施設の持ち主は町でありますので、それを含めた全体な経理ということで考えますと、この株式会社とうえいの経営も含めた中で東栄町全体の決算、その中を見ることで明らかにしていくそういった性質のものだと考えております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今後の中で検討していく必要があるかと思うんですけども、町そのものが経営しているという実態なわけですよ、これは修繕も含めて。その一方で形としては、指定管理を払って納付金ということで、あたかも町と違うところに第三者的なところに指定管理をして業務委託しているかのように見えるわけですけど、現実には町のみが経営しているんです。つまり第三セクターしても民間が入ってないわけですから、町自身が経営しているという点で、このような問題については今後、経営関係の在り方も含めて検討していく必要があるんじゃないかなというふ

うに思います。これは答えなくてもいいですけども。

(「議長、経済課長」の声)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、経済課長。

経済課長 (金田新也君)

そういう観点を持ちながら私どももやっていきたいというふうに考えておりますので、一度ご意見として承ってしっかり考えていきたいと思えます。

議長 (伊藤芳孝君)

はい、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

以上で質疑を打ち切ります。報告第3号を終わります。

---

## 委員会付託

---

議長 (伊藤芳孝君)

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました案件を除く4件につきましては「所管の常任委員会」に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

事務局 付託表の配布
------------

ただ今、お手元に配布いたしました「議案付託表」のとおり各委員会に付託したいと思います。ですが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、お手元にご配布いたしました付託表のとおり「各常任委員会」に付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

---

## 散会

---

議長（伊藤芳孝君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

